

中土佐町小規模修繕業務契約希望者登録実施要領

1. 目的

町が発注する小規模修繕業務の契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）を登録し、町内事業者の受注機会の拡大を図るため、要領を定め、平成23年2月1日から運用する。

2. 対象となる契約

対象となる契約は、内容が簡易でかつ履行の確保が容易であると認められる登録希望業種一覧表（様式第2号）に掲げる業務で、原則として1件の契約金額が200万円以下の修復工事、100万円以下の原状回復を目的とする修繕業務、又は維持補修業務とする。

3. 登録できる者

契約希望者として登録することができる者は、町内に主たる事業所を有する法人、又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 中土佐町一般競争（指名競争）入札参加資格の登録をされている者
- (3) 町税を滞納している者
- (4) 契約の履行に当たり不正な行為をした者等、町の契約相手方として不適当と認められる者

4. 登録申請

契約希望者は、中土佐町小規模修繕業務契約希望者登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 登録希望業種一覧表（様式第2号）
- (2) 町税の納税証明書
 - ※ 発行後3ヶ月を経過していないもの
- (3) 建設業の許可を受けている事業者は許可書
- (4) 経営事項審査を受けている事業者は経営事項審査結果通知書
- (5) その他町長が特に必要と認めた書類

5. 登録名簿への登載

町長は、第4条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、適格と認めるときは小規模修繕業務契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

6. 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録申請を受け付けた年の4月1日から1年間とする。ただし、登録の有効期間の途中で登録されたものについては、当該登録日以降最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

7. 小規模修繕契約の発注

契約担当者は、小規模修繕業務に該当する契約に係る事業者の選定に際しては、登録名簿の登載者に対し、積極的に見積り参加及び受注機会を与えるものとする。ただし、当該修繕の契約に係る事業者を一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録された者のうちから選定することを妨げないものとする。

8. 登録事項の変更等

登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録した事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、遅滞なく中土佐町小規模修繕業務契約希望者登録変更・廃止届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

9. 登録の取消し

町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する登録要件に該当しないと町長が認めたとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 受注に関し、不正又は不誠実な行為があったと町長が認めたとき。

10. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年12月2日から施行する。